

新規

担当 福祉政策課 政策企画担当
内線 3391

目的

障害者など歩行が困難な方のための駐車区画について、事業者や市町村と連携して拡大を図るとともに、対象者に利用証を交付するパーキング・パーミット制度を導入・運用し、駐車区画の適正利用を推進する。

事業概要

1 パーキング・パーミット制度の導入 66,958千円

(1) パーキング・パーミット制度の導入（新規） 66,958千円

パーキング・パーミット制度を導入するとともに、運用に必要な利用証の作成、県有施設の駐車区画の路面塗装、広報などを行う。

■内容

- 利用証の作成、交付
 - 障害者や介護を要する高齢者、妊産婦など、対象者に利用証を交付
- 広報啓発
 - チラシ、ポスターなどを配布し、制度及び駐車区画の適正利用を周知
 - 施設管理者に対し駐車区画の登録への協力を依頼
(車椅子優先区画に加え、通常幅の一般駐車区画を車椅子使用者以外の対象者用の区画（思いやり区画）として登録)
- 協力区画表示用啓発品の作成、配付
 - 駐車区画を表示するステッカーの作成、施設管理者へ配付
- 県有施設の障害者等用駐車区画の路面塗装の実施

利用証(イメージ)



車椅子
使用者用



その他障害者、
要介護者等用



妊産婦、
けが人用

駐車区画整備例(出典:国交省「パーキング・パーミット制度事例集」)



思いやり
区画

車椅子優先
区画